

液化石油ガス販売事業者の認定に必要な書類一覧（例）

〔液化石油ガス販売事業者認定申請書（協会様式番号32）〕

- ・保安確保機器の設置及び管理の方法の別
⇒ゴールド認定の場合(70%以上)は 第46条第1号
シルバー認定の場合(50%以上70%未満)は 第46条第2号 と記載
- ・一般消費者等の数
⇒販売事業者が販売契約を締結している消費者戸数を記載する。
- ・認定対象消費者の数
⇒告示に定める保安確保機器を、告示に定める方法で設置してある一般消費者等の数を記載する。
※（認定対象消費者の数÷一般消費者等の数）の割合(%)を記載する。
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所
⇒保安確保機器を設置している者と集中監視センターを設置し管理している者の双方の名称及び所在地（本社の所在地）
- ・合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の前日1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあっては、当該承継の事由及び年月日
⇒申請前に承継により保安確保機器の設置率が申請した規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）の割合を下回った場合は記載する（※そういった場合が無ければ記載しない）。

○様式はこちら ⇒ [液化石油ガス販売事業者認定申請書（協会様式番号32）](#)

〔添付書類〕

- ① 運営管理規程（液石法規則第46条、認定販売事業者告示第6条）
 - ・規則第45条第1号及び第4号の機器の種類並びに同条第3号の機器の設置場所
 - ・特定保安情報の種類
 - ・監視する者の業務内容、配置場所及びその体制
 - ・規則第46条第1号ニの規定による保安確保機器の設置の計画
- 様式はこちら ⇒ [運営管理規程（例）](#)
- ② 認定対象消費者等一覧
 - ・販売所ごとに、一般消費者等の総数及びそのうちの認定対象消費者の数を記載した上、保安確保機器の設置割合（認定対象消費者の割合）(%)も記載する。

○様式はこちら ⇒ [認定対象消費者等一覧（例）](#)

- ③ 認定対象消費者ごとの保安確保機器の設置状況と期限管理、保安確保機器ごとの設置状況
- ・認定対象消費者名、設置している保安確保機器（メーター、調整器、ホース、警報器、集中監視システム）の型式及び期限（集中監視システムを除く）について一覧にした表を添付。
 - ・上記の内容に関し、保安確保機器ごとの設置状況について一覧にした表を添付。
- ※期限切れ状態の機器がないこと

⇒ [認定対象消費者ごとの保安確保機器の設置状況と期限管理（例）](#)

○様式はこちら

⇒ [保安確保機器ごとの設置状況（例）](#)

- ④ 監視体制表
- ・緊急時連絡及び緊急時対応の際のフロー図を作成する。この中には、緊急時連絡及び緊急時対応を実施する保安機関の事業所の名称・所在地・連絡先（電話番号など）・当該業務を実施する曜日や時間帯などを記載する。
- ※監視体制が、緊急時連絡及び緊急時対応を実施する曜日や時間帯、保安確保機器の種類（集中監視システムにおける有線・無線の別などを含む。）などで異なる場合、各監視体制ごとの表を添付。

- ⑤ LPガス集中監視業務基本契約書
- ・販売事業者と委託先（集中監視システムにより緊急時連絡業務を実施する保安機関）との契約書のコピーを添付。

- ⑥ 保安確保機器の概要・仕様等
- ・認定対象消費者先に設置している保安確保機器の機器ごとの取扱説明書（機器の概要・仕様等が記載された機器製造メーカーのホームページ上の印刷物やパンフレットなども可）を添付。

申請に必要な収入証紙の金額

一般消費者等の数	1 0 0 0 戸未満	5 5, 0 0 0 円
	1 0 0 0 戸以上～1 0 0 0 0 戸未満	8 0, 0 0 0 円
	1 0 0 0 0 戸以上	1 1 0, 0 0 0 円

※販売事業者は、液石法規則第 132 条に基づく報告を毎年 5 月頃に提出していますが、認定販売事業者は、このほかに、液石法規則第 48 条に基づく報告義務が発生します（販売所ごとの一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、協会様式番号 3 3 に記載して提出します。）

※このほか、詳細につきましては、青森県危機管理局消防保安課産業保安グループまでご確認ください。

青森県危機管理局消防保安課産業保安グループ

TEL : 0 1 7 - 7 3 4 - 9 3 9 2